柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市地域商業の発展を図るため、本市に新規出店しようとする者又は新規出店を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するに当たり、柏原市補助金交付規則（平成３０年柏原市規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1)　柏原市において、空き店舗又は空き家（賃借物件に限る。）を活用し、当該年度中に小売業等の店舗の出店を行おうとする者又は行った者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業を除く。

(2)　法人に当たっては、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号。以下「法」という。）第２条に規定する中小企業者であること。

(3)　柏原市暴力団排除条例（平成２５年柏原市条例２７号）第２条の暴力団員等でないこと。

(4)　中小企業者以外のものが営むフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。

(5)　市・府民税、固定資産税を滞納していない者であること。

(6)　宗教活動や政治活動を活動目的としている者でないこと。

(7)　支援の対象が、他の補助金などの対象経費と重複していないこと。

(8)　既に市内において事業を営んでいる者が、当該事業を廃止等により、新規事業を行うものでないこと。

(9)　その他市長が不適切と認めた者でないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす事業であるものとする。

(1)　申請した内容に基づき、継続して２年以上事業を行い、積極的かつ継続的に事業を行うよう努めること。

(2)　１週間当たり４日以上程度営業し、かつ一週間の営業時間合計が２０時間以上程度であること。

(3)　事業開始後２年間は、市長に業務報告書を提出すること。また、市の要請に応じて柏原市商工会による経営指導を受けること。

（補助対象業種）

第４条　補助金の対象となる業種は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、健全で集客を促進する効果が期待でき、本要綱の目的に照らして適当と認められるものとする。

(1)　法に基づく小売業のうち別表第１に掲げるもの

(2)　法に基づくサービス業のうち別表第２に掲げるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第３に掲げる経費とする。ただし、他の同様の補助金の交付を受けているときは、補助の対象としないものとする。

２　前項に規定する補助金額は補助対象経費の２分の１以内とする。

３　補助金額の上限は、別に定めた額とする。

４　算定した補助金額に１千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、柏原市新規出店促進事業者補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類のうち必要なものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)　事業・資金計画書

(2)　現地案内図

(3)　賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗又は空き家の使用の権原を確認できる　書類

(4)　見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し

(5)　改修工事等をする場合にあっては、改修工事等の内容の分かる図面及び改修工事等施工前の店舗内及び店舗の外観の写真

(6)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、柏原市新規出店促進事業者補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは条件を付すことができる。

（事業変更の届出）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、第６条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、柏原市新規出店促進事業変更届出書（様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業完了後、又は補助年度終了後は速やかに柏原市新規出店促進事業実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象経費に係る契約書及び領収証の写し

(2)　工事等施工後における店舗内及び店舗の外観の写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１０条　市長は、補助事業者から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し柏原市新規出店促進事業者補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１１条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、柏原市新規出店促進事業者補助金請求書（様式第６号）により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　第８条の規定による届出があった変更後の事業内容について、補助金の交付の目的を達成することができないと市長が認める場合。

(5)　補助対象事業を遂行することができなくなったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
　　ア　災害等により事業の継続が困難な場合
　　イ　その他事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、柏原市新規出店促進事業者補助金返還命令書（様式第７号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類等の整備）

第１３条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の実施年度後５年間保存しておかなければならない。

（検査等）

第１４条　市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期し、又は補助事業者の経営状況を把握するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年８月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１０日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |
| --- |
| 日本標準産業分類上の分類 |
| 大分類 | 中分類 |
| I | 卸売業，小売業 | ５６ | 各種商品小売業 |
| ５７ | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| ５８ | 飲食料品小売業 |
| ５９ | 機械器具小売業 |
| ６０ | その他の小売業 |
| M | 宿泊業，飲食サービス業 | ７６ | 飲食店 |
| ７７ | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |

別表第２（第４条関係）

|  |
| --- |
| 日本標準産業分類上の分類 |
| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
| G | 情報通信業 | ３８ | 放送業 |
| ３９ | 情報サービス業 | ４１１ | 映像情報制作・配給業 |
| ４１２ | 音声情報制作業 |
| ４１５ | 広告制作業 |
| ４１６ | 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 |
| K | 不動産、物品賃貸業 | ７０ | 物品賃貸業 |
| L | 学術研究，専門・技術サービス業 |
| M | 宿泊業，飲食サービス業 | ７５ | 宿泊業 |
| N | 生活関連サービス業，娯楽業 |

別表第３（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助対象とならない経費 |
| 店舗改装費 | 内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等に係る経費 | ・直接事業の用途に付さない部分に係る経費・当該店舗と一体的ではない什器及び備品の購入に係る経費・親族等が所有する物件に対する改装費 |

　様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

柏　原　市　長　　様

（申請者）

住所（所在地）

電話番号

商号

生年月日　　M・T・S・H　　　年　　　月　　　日

性別　　男　・　女

　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業者補助金交付申請書

　　　　　　年度において、標記の補助金を受けたいので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

以上

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　(千円未満切り捨て)＊合計額が上限額を超える場合は上限額とする。 |
| 店舗改修費 | 改修費（　　　　　　　　　円）×補助率(1/2)＝　　　　　　　　円 |

＊次年度分についてはあくまで予定であり、補助金交付を決定するものではありません。

1. **事業内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗に関する内容 | 店舗名 |  |
| 店舗所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 家　賃 | 円/月　 | 面積 | ㎡　 |
| **創業の動機** |
| **出店コンセプト** |
| 出店計画 | 営業時間 | 　　時　～　　　時 | 月あたり営業日数 | 日　　 |
| 従業員 | 人　　 |  |  |

次の内容を確認した上で、□にレ点を付してください。

□暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になる使用には該当しません。

　※暴力団に利益になる使用には、使用許可を行いません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。これらの場合において、その事由の確認を行うため必要があるときは、柏原市暴力団排除条例の規定に基づき大阪府警察本部に照会することがあります。

様式第２号（第７条関係）

柏原市指令　　第　　　号

　　　　　年　　月　　日

　様

柏原市長　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業者補助金交付決定（却下）通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった柏原市新規出店促進事業者補助金は、下記のとおり交付決定（却下）する。

記

１　交付金額　　　　金　　　　　　　　　　円也

２　条　　件

(1)当該補助金は申請のあった事業計画以外に使用しないこと。

(2)柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第９条の規定による報告書を提出すること。

３　却下理由

（教示）

　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であれば提起することができます。

様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

柏原市長　　　　　　様

（申請者）

住所（所在地）

電話番号

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業変更届出書

年　　月　　日付けで補助金交付申請した柏原市新規出店促進事業を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出いたします。

（１）変更しようとする理由

（２）変更しようとする内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前内容 | 変更後内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式第４号（第９条関係）

　　年　　月　　日

柏原市長　　　　　　様

（申請者）

住所（所在地）

電話番号

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業実績報告書

　　年　　月　　日付け、柏原市指令　　第　　　号で交付を受けた事業が完了しましたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の種類

２　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

様式第５号（第１０条関係）

第 　　　号

　　年　　月　　日

様

柏原市長　　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業者補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった柏原市新規出店促進事業者補助金について下記のとおり確定しましたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

交付確定額　　　金　　　　　　　　　円

（教示）

　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であれば提起することができます。

様式第６号（第１１条関係）

　　　　年　　　月　　　日

柏　原　市　長　　　様

（申請者）

住所（所在地）

電話番号

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業者補助金請求書

　標記の件につきまして、補助金を交付願いたく、下記のとおり請求します。

記

請　求　額　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 | 本・支店名 |
| 　　　　　　　銀行・金庫・組合 | 　　　　　　　支店・支所・出張所 |
| 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人（フリガナ） |
| １　普通２　当座 |  |  |

 様式第７号（第１２条関係）

第 　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　様

柏原市長　　　　　　　印

柏原市新規出店促進事業者補助金返還命令書

　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　　号で交付決定した上記補助金について、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第１２条の規定により返還を命ずる。

　　　１　補助金返還額　　　　　　　　　　　　　円

　　　２　補助金返還の理由

　　３　補助金返還の期限

（教示）

　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であれば提起することができます。